

飯南町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳 出 額 A	実 質 取 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) H24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	5,347	7,109,558	121,307	841,478	11.8	11.7

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	91	329,286	44,656	119,642	493,584	5,424

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

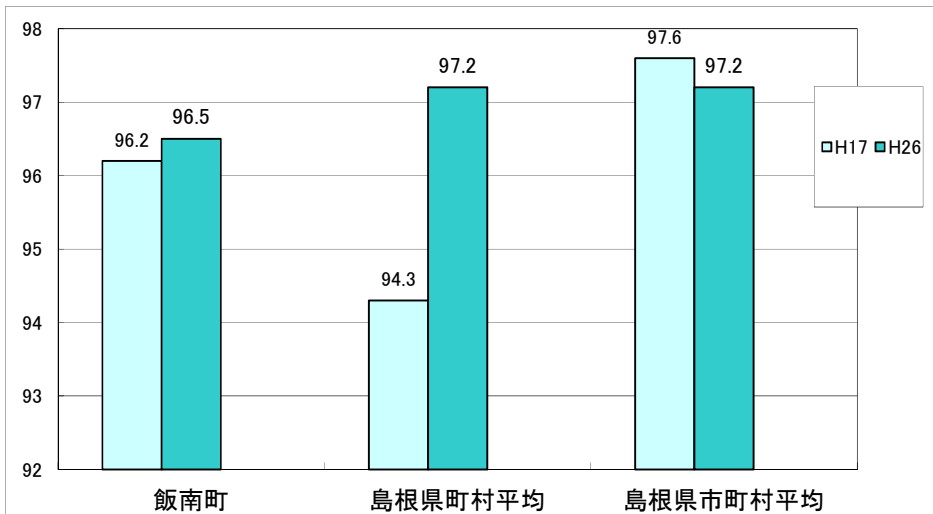
(注) 2 職員数は平成25年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

特別職の給与については、「町長及び副町長の給料の支給額の特例に関する条例」、「教育長の給料の支給額の特例に関する条例」に基づき平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間、また、一般職については、「飯南町職員の給与の支給額の特例に関する条例」に基づき、平成26年3月31日まで次のとおり減額措置を行っている。

区 分	減額率
町 長	15%
副町長	10%
教育長	10%
一般職	1.6%

(4) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況（平成26年4月1日現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号級の給料月額	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100
最高号級の給料月額	244,900	308,000	354,700	388,300	400,600	422,600

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
飯南町	41.1 歳	311,976 円	345,202 円	344,012 円
島根県	44.3 歳	338,098 円	414,558 円	364,575 円
国	43.5 歳	335,000 円	— 円	408,472 円
類似団体	42.5 歳	312,705 円	356,838 円	342,588 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
飯南町	53.1 歳	348,022 円	358,744 円	355,084 円
島根県	58.8 歳	383,373 円	432,790 円	396,618 円
国	50.1 歳	287,992 円	— 円	326,611 円
類似団体	50.5 歳	302,792 円	324,784 円	317,377 円

<参考>

民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
調理士	42.1 歳	214,800 円
用務員	54.3 歳	199,300 円

※民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成23年～25年の3ヵ年平均）

※技能労務職の職種と民間の類似職種は、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※平均給与の数値は、調理士については島根県、用務員については全国の平均数値である。

③薬剤師・医療技術職（医療職（二））

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
飯南町	42.0 歳	299,570 円	314,475 円	293,516 円
国	44.9 歳	307,143 円	— 円	347,466 円
類似団体	歳	円	円	円

③看護・保健職（医療職（三））

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
飯南町	35.9 歳	299,667 円	350,055 円	325,803 円
国	46.3 歳	315,397 円	— 円	345,048 円
類似団体	42.7 歳	308,124 円	349,303 円	323,500 円

（注）1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外手当等のすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国ベース）」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		飯南町	島根県	国
一般行政職	大 学 卒	174,200 円	171,890 円	172,200 円
	高 校 卒	142,100 円	139,847 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	139,500 円	152,325 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成26年4月1日現在）

区 分		経 験 年 数 10 年	経 験 年 数 15 年	経 験 年 数 20 年
一般行政職	大 学 卒	269,000 円	314,100 円	349,300 円
	高 校 卒	— 円	257,700 円	324,100 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円

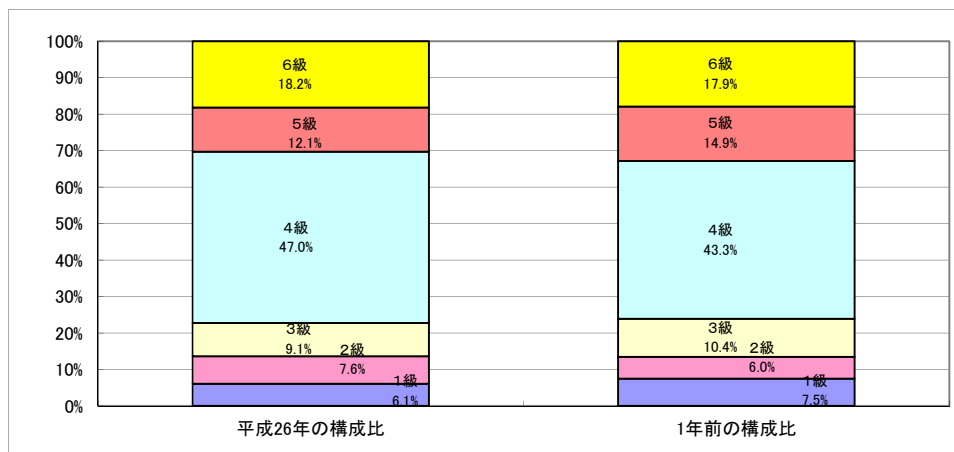
(注) 当該階層の職員が3人以下のため近似の階層を含めた平均額である。なお、近似の階層にも該当がない場合は—印で示している。

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	4 人	6.1 %
2 級	主任主事	5 人	7.6 %
3 級	主任	6 人	9.1 %
4 級	主幹	31 人	47.0 %
5 級	主査・課長補佐	8 人	12.1 %
6 級	課長	12 人	18.2 %

(注) 1 飯南町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

「飯南町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」に基づいて決定している。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

飯南町	島根県	国
1人当たり平均支給額 (平成25年度) 1,370 千円	1人当たり平均支給額 (平成25年度) 1,471 千円	—
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.35月分 (1.35) 月分 (0.7) 月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 1.30 月分 (1.25) 月分 (0.70) 月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

「飯南町職員の給与の支給に関する規則」に基づいて支給している。

(2) 退職手当 (平成26年4月1日現在)

飯南町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
1人当たり平均支給額	15,430 千円		その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績 (平成25年度決算)		5,604 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)		934,020 円	
支給対象	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
医師・歯科医師	15 %	6 人	15 %

(4) 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績 (平成25年度決算)	27,191 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)	240,630 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成25年度)	74.8 %		
手当の種類 (手当数)	8		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
放射線取扱手当	病院診療放射線技師	放射線取扱業務	月額 2,000円
夜間看護手当	病院看護師	夜間看護業務	勤務時間が深夜の全部を含む 勤務1回につき 6,800円
待機手当	医師、臨床検査技師、 診療放射線技師等	緊急医療業務対応のため待 機した場合	午後5時15分～午前8時30分 1,500円 午前8時30分～午前8時30分 2,400円
町税等税務手当	徴税事務職員	徴税業務	従事1日につき 500円以内
防疫等作業手当	防疫等作業従事職員	防疫等作業	従事1日につき 500円以内
研究研修手当	医師、歯科医師	研究研修	月額 50,000円
診療手当	医師、歯科医師	診療業務	月額 40万円以内
選挙事務手当	選挙事務従事職員	選挙事務	投票事務従事 12,500円 開票事務1時間 3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	23,265 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	228,092 円

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成25年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （平成25年度決算）
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者がいない職員の場合の扶養親族のうち1人 11,000円 16～22歳の子1人について加算する額5,000円	同じ	-	15,323 千円	178,175 円
住居手当	借家居住者 ①月額23,000円以下の場合 家賃-12,000円 ②月額23,000円を超え、55,000円未満の場合 （家賃-23,000円）×1/2+11,000円 ③月額55,000円以上の場合 27,000円	同じ	-	3,957 千円	146,556 円
通勤手当	自家用車等利用者 2km以上通勤する職員（最大25kmまで）支給 2,000円～25,000円	異なる	区分、距離が異なる	16,599 千円	136,057 円
管理職手当	給料表、職務の級に応じ 19,700～33,200円 （医師は、51,400円～55,100円）	同じ	-	10,219 千円	319,356 円
初任給調整手当	医師、歯科医師に支給	同じ	-	15,701 千円	3,925,450 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時まで勤務した時支給 夜間勤務時間数×勤務1時間あたりの給与×25/100	同じ	-	5,255 千円	210,228 円

6 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区分	給料	月額	額等
報酬	町長	584,000 円 (730,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 807,500 円 / 363,200 円
	副町長	527,000 円 (620,000 円)	670,100 円 / 365,000 円
報酬	議長	298,000 円	364,000 円 / 220,000 円
	副議長	246,000 円	285,000 円 / 168,100 円
	議員	205,000 円	263,000 円 / 135,800 円
期末手当	町長	(平成26年度支給割合)	
	副町長	2.95 月分	
	議長	(平成26年度支給割合)	
退職手当	副議長	2.95 月分	
	議員		
	町長	(算定方式)	(支給時期)
退職手当	副町長	730,000円×500/100	(在任期間ごと)
		620,000円×300/100	(在任期間ごと)

(注) 報酬の () は減額措置を行う前の金額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成26年		
一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	
	総 務	30	29	▲ 1	諸業務の縮小
	税 務	4	4	0	
	農林水産	10	10	0	
	商 工	2	2	0	
	土 木	6	6	0	
	小 計	53	52	▲ 1	
福 祉 関 係	民 生	23	22	▲ 1	保育士減のため
	衛 生	7	7	0	
	小 計	30	29	▲ 1	
特 別 行 政	教 育	10	10	0	
	小 計	10	10	0	
公 営 企 業 等	病 院	51	50	▲ 1	看護師減のため
	水 道	2	2	0	
	下水道	1	1	0	
	その他	4	4	0	
	小 計	58	57	▲ 1	
合 計		151 [196]	148 [196]	▲ 3	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 職員の任免に関する状況

①平成26年度及び平成25年度の職種別採用者数

職 種	平成26年度	平成25年度	
	H26. 4. 1	H25. 4. 1	H25. 4. 2-H26. 3. 31
一般行政職	2人	0人	0人
医療技術職	0人	2人	0人
看護・保健職	1人	1人	1人
福祉職			
技能労務職			
計	3	3	1

②平成25年度職種別事由別離職者数

区 分 職 種	合計	定年 退職	勸奨 退職	普通 退職	その他				
					分限 免職	懲戒 免職	失職	死亡 退職	再任用 後の 離職
一般行政職	4		3	1					
医療技術職	1			1					
看護・保健職	3	1		2					
福祉職	0								
技能労務職	0								
計	8	1	3	4					

(注) 1 職種区分は「平成26年度地方公務員給与実態調査」による。

2 「勸奨退職」とは、任命権者が人事管理上の目的から職員に退職勸奨を行い、これに応じて離職することをいう。

3 「普通退職」とは、自己都合により離職することをいう。

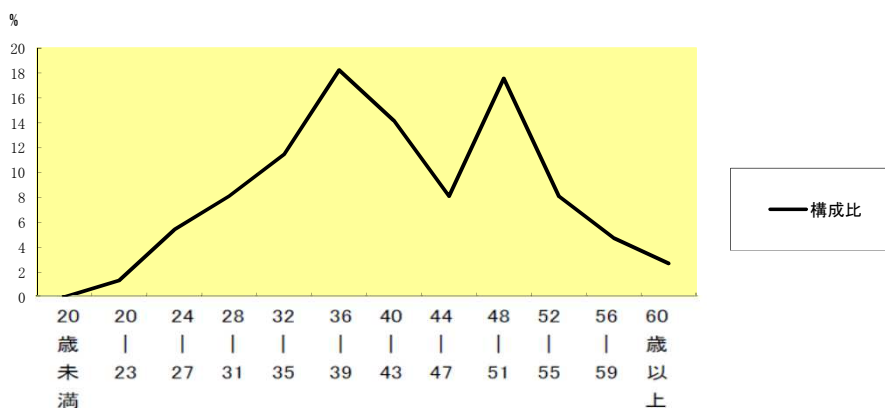
4 「分限免職」とは、地方公務員法第28条第1項の事由により分限処分を受けて離職することをいう。

5 「懲戒免職」とは、地方公務員法第29条第1項の事由により懲戒処分を受けて離職することをいう。

6 「失職」とは、職員が法定の欠格事項（地方公務員法第16条各号（第3号を除く。））に該当する場合で行政処分によることなく当然に離職するものに該当して離職することをいう。

7 「再任用後の離職者」とは、地方公務員法第28条の4及び第28条の5の規定に基づき再任用され、その任期が満了したことにより離職することをいう。

(3) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	2人	8人	12人	17人	27人	21人	12人	26人	12人	7人	4人	148人

(4) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成26年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成26年4月1日職員数	純減数	純減率
192人	148人	▲44人	▲22.9%

※数値目標は19年8月1日に当初の数値を見直して変更している。
 (当初の目標 176人 ▲16人 ▲8.3%)

②定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

(各年4月1日現在)

部門	区分	平成17年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成17年～26年	(参考)
		計画始期	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目		
一般行政	職員数	111	86	85	84	83	81	-30 (98.8%)	80
	増減		-4	-1	-1	-1	-2		
教育	職員数	14	11	11	10	10	10	-4 (90.0%)	9
	増減		0	0	-1	0	0		
公営企業等会計	職員数	67	57	57	58	57	57	-10 (100%)	57
	増減		0	0	1	-1	0		
計	職員数	192	154	153	152	150	148	-44 (98.7%)	146
	増減		-4	-1	-1	-2	-2		

- (注) 1 計画期間は、平成22年～平成26年の5年間である。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降減年までの職員増減数の累計を示す。

8 職員の勤務条件等について

(1) 職員の勤務時間

① 職員の勤務時間（標準）

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

（参考）飯南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年飯南町条例第30号）、飯南町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年飯南町規則第24号）、飯南町職員の勤務時間に関する規程（平成17年飯南町訓令第14号）

② 休暇の概要

年次有給休暇	1年（暦年）につき20日 年末に年次有給休暇の使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。
病気休暇	職員が負傷又は疾病のために療養する必要がありその勤務しないことがやむを得ないと認められる場合。90日を越えない期間は有給休暇。
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他特別な事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める休暇。
組合休暇	職員が任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合。
介護休暇	職員は、親族で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、6月の範囲内で介護休暇を受けることができる。休暇期間中の給与は減額

（参考）飯南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年飯南町条例第30号）、飯南町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年飯南町規則第24号）

③ 特別休暇の種類（主なもの）

骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	5日以内
慶弔休暇	本人の結婚：7日以内 妻の出産：3日以内 忌引：配偶者10日以内、父母7日以内等
産前休暇	出産予定日前8週間
産後休暇	出産の翌日から8週間
育児時間	1歳未満は1日120分、3歳未満は1日60分
夏季休暇	3日以内（7月1日から9月30日の間）
男性の育児参加のための休暇	5日以内
子の看護のための休暇	5日以内（中学校就学前の子を複数養育する場合は10日）
妊娠障害	2週間以内

(2) 職員の分限及び懲戒処分状況（平成26年4月1日現在）

① 分限処分者数

処分事由	処分の種類					合計
	降任	免職	休職	降給		
勤務実績がよくない場合 （地公法第28条第1項第1号）	人	人	人	人		人
心身の故障の場合 （地公法第28条第1項第2号） （地公法第28条第2項第1号）						0
職に必要な適格性を欠く場合 （地公法第28条第1項第3号）						0
その他						0

② 懲戒処分者数

処分事由	処分の種類					合計
	戒告	減給	停職	免職		
法令に違反した場合 （地公法第29条第1項第1号）	人	人	人	人		人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 （地公法第29条第1項第2号）						0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 （地公法第29条第1項第3号）						0

(3) 職員の勤務の状況（平成26年4月1日現在）

① 職員の年次有給休暇の取得状況

区分	総付与日数 a (日)	総取得日数 b (日)	全対象職員数 c (人)	平均取得日数 b/c (日)	消化率 b/a (%)
飯南町	5,394	1,148	149	7.7	21.3

(注) 対象期間：暦年（平成25年1月1日～平成25年12月31日）

② 育児休業等の取得状況

区分		育児休業 取得者数	部分休業 取得者数
飯南町	男性職員	人	人
	女性職員	2 4	

(注) 「育児休業取得者数」及び「部分休業取得者数」の欄の上段は平成25年度に新たに育児休業（部分休業）を取得した者、下段は育児休業（部分休業）の期間が平成24年度から平成25年度にかけて引き続いていている者の数

③ 介護休暇の取得状況

		介護休暇 取得者数	休暇の取得形式	
			全日型中心	時間型中心
飯南町	男性職員	人	人	人
	女性職員			

		介護休暇承認期間					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
飯南町	男性職員	人	人	人	人	人	人
	女性職員						

(4) 職員の研修の状況

① 研修の状況（平成25年度）

区分	研修名等	研修日数	受講者数	備考
自治研修所 派遣研修	新規採用職員研修	2	1	医療業務職（理学療法士）
	一般職員第Ⅰ課程	2	0	経験年数5年目の職員
	一般職員第Ⅱ課程	2	1	経験年数10年目の職員
	中堅職員	2	3	34～35歳までの職員
	新任課長	2	0	
	選択研修等	1～2	2	
市町村総合 事務組合研修	各種	1～2	4	
	政策課題研修	2	0	定住促進研修（邑南町）

(5) 職員の福祉及び利益の保護の状況

① 安全衛生管理体制

総括安全 衛生管理者	安全衛生 管理者	安全衛生 推進者	産業医
1 人	3 人	6 人	1 人

② 職員のための福利厚生活動事業費（平成25年度）

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全衛生	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催や、衛生管理者、産業医の設置等を行った。	0
職員互助会	職員の福利厚生を目的として「飯南町職員会」を設置しています。公費支出は行っていません。	0
島根県市町村職員互助会	職員の相互救済及び福利の増進を図るため、医療費給付、災害見舞金、施設利用助成等を行っています。	850
メンタルヘルス対策	職員のメンタルヘルスに関する研修等を実施した。	0
健康診断	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施した。	1,947

③ 職員の健康診断の状況（平成26年4月1日現在）

健康診断の種類	対象者数	受診者数
定期健康診断	108	93
人間ドック	57	57